

岩手県告示第74号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和3年1月25日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社FACTOR
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市鍛冶町一丁目4番64号
 - (3) 代表者の氏名 平野克利
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-01）第50330号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 令和3年2月9日から同月11日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、少なくとも平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間において、法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な建設工事には当たらない建設工事を請け負った。このことが、法第28条第2項第2号に該当すると認められる。